

旭川市の保育と市立保育所の在り方 概要版

第1章 策定に当たって

- ・本市の保育を取り巻く環境が大きく変化している。
- ・「旭川市子ども・子育てプラン」で、将来を見据えた安定的な子育て支援体制を構築する課題として、市立保育所の役割や機能の整理等を進めることとされた。
- ・子育て支援部内の関係課職員で構成する「検討会議」で本市保育と市立保育所の在り方を検討。
- ・旭川市子ども・子育て審議会からの意見も踏まえ、検討会議で取りまとめる。
- ・これを庁内で確認、再検討し策定。

第2章 本市の保育の現状と課題

(1) 保育の供給量

- ・少子化の進行により、近い将来、現在の本市全体の供給量（利用定員数）が需要量（入所申込者数）を大きく上回り、安定的な保育サービスの提供に影響が懸念されることから、中長期的な視点に基づく供給量の調整が必要となる。

(2) 保育サービスの種類

- ・家庭を取り巻く環境が変化しており、多様化する保育ニーズの把握に努めながら保育サービスを実施していく必要がある。

(3) 保育の質

- ・医療的ケアや特別な支援を必要とする子どもなど様々な児童がいる中で、個への対応と集団生活への対応との両面が必要となる。
- ・受入体制の課題などから保育を利用できないケースがあるため、保育を必要とする全ての子どもが希望する保育施設等において保育を受けることができる体制づくりが求められている。
- ・小学校入学後の生活の変化に適応することが難しいケースがあり、保育施設等から小学校の環境変化を円滑につなぐ取組が求められている。

(4) 保育を取り巻く環境

- ・児童虐待の相談の増加、子どもの貧困等の課題があり、子どもや保護者の孤立を防ぎ、適切な支援を早期かつ効率的に講じる仕組みづくりが求められている。
- ・少子化、核家族化の進行などにより、育児の知識や方法を得る機会が減少していることから、妊娠期の早い段階からの切れ目のない支援など保護者が安心して子育てができる環境整備が求められている。

市立保育所の現状

- ・入所児童数は減少傾向にあり、新旭川保育所の令和3年度の定員充足率は60%。
- ・病後児保育事業（新旭川保育所）は、高い割合で利用されている。
- ・一時預かり事業（神楽保育所）は、減少傾向にある。
- ・特別支援保育は、民間の保育所での保育が困難な児童も受入れを実施している。

第3章 本市が目指す保育

本市が目指す保育	保育行政の取組
保育に係る安全確保	・安全な保育環境確保のための取組を推進
多様性を受容する保育	・関係機関と連携し専門的見地をもって受入環境を整備 ・民間施設の保育士と相互の技術力向上のための体制整備
連続した育ちを支える保育	・円滑な就学のための体制整備
地域の子育て支援	・育児や子どもの集団生活に不安を抱える保護者のニーズに応じた支援体制の構築 ・乳幼児期からの切れ目のない支援体制の構築

全市的な取組として普及
市内の全保育所に還元

新たな推進体制

『旭川市保育センター（仮称）』の設置

- ・特別支援保育及びインクルーシブ保育の普及啓発と実地指導
 - ・受入れが困難なケースについて児童や保護者と施設とをつなぐ調整的役割
 - ・保育のセーフティネットとしての機能と保育ノウハウの還元
 - ・公立と民間の両者の保育士のスキルアップ
- ※保育所機能を含む

市内の全保育施設
の質の向上を図る

第4章 市立保育所の今後

- ・保育需要の縮小に伴い、保育の受け皿としての役割は終了
- ・地域の保育需要の動向を見ながら、閉所または民間移譲を検討

新旭川保育所	近隣の他施設のみで地域の需要を賄える時期が令和6年度と見込まれるため、令和6年度末を目途に閉所を検討する。
近文保育所 神楽保育所	各保育所の需要を、それぞれ近隣の他施設が吸収できると見込まれるまでは、民間移譲の手法も含め、保育を継続する。 一方は保育センターの保育機能として取り込むことも想定する。